

広報にらさき広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、韮崎市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成19年2月韮崎市訓令乙第5号。以下「要綱」という。）に基づき、広報にらさきへの広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この基準において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は2色刷りページとし、色、ページ及び位置は市が指定するものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格は、1枠につき縦50mm、横85mmを基準とする。

2 広告のデザイン及び内容は、広報にらさきのデザインと調和がとれたものとし、市と広告掲載希望者との間で協議のうえ決定する。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料は、1枠当たり月額10,000円とする。

2 広告の掲載料は、原則として広告掲載決定通知後14日以内に納付するものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、3月間とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(広告の募集枠等)

第7条 募集する広告の枠数は、毎月1日発行の広報にらさき1号につき最大4枠までとし、広告の掲載は1の広告掲載希望者に対し1年度につき1回かつ1枠とする。ただし、広告掲載希望者が募集する広告の枠に満たないときは、複数枠及び複数回の利用を認めることができる。

(掲載の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、掲載を希望する広報にらさきの発行日の40日前までに広告掲載申込書を市長に提出しなければならない。

(広告の掲載の取下げ)

第9条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて広報にらさきへの広告の掲載の取り下げを市長に申し出ることができる。この場合において、既納の広告掲載料は還付しない。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。